

# 第 1 回

## 逗子市情報公開運営審議会

令和5年5月19日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和5年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和5年5月19日(金)

午後1時30分～

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

議 題

- (1) 正副会長の互選について
- (2) 令和4年度第2回逗子市情報公開運営審議会議事録について
- (3) 令和4年度情報公開制度の運用状況について(報告)
- (4) 令和4年度相談等第1号の処理結果について(報告)
- (5) 情報公開制度の検討課題について
- (6) 逗子市情報公開条例の解釈運用基準の一部改正について(報告)
- (7) その他

出 席 委 員 (6名)

会 長	稲 葉 大 策
副 会 長	高 橋 良
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	鈴 木 弥 奈 子
委 員	不 破 理 江
委 員	野々山 隆 幸

欠 席 委 員 (なし)

事務局等出席者

総務部次長 山 田 悟 史

情報公開課長 栗原達也

情報公開課任  
主 齋藤好男

情報公開課事  
主 加藤美佳子

情報公開課  
會計年度任  
職 杉山晴美

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 0名

#### 配付資料

1. 令和5年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 資料1 令和4年度情報公開制度の運用状況  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)
3. 資料2 情報公開制度検討項目一覧
4. 資料3 逗子市情報公開条例の解釈運用基準の一部改正について
5. 資料4 逗子市公式ホームページのリニューアルについて
6. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿(第17期)

午後 1時30分開会

【委嘱状の交付】

(市長挨拶)

(市長退席)

○栗原情報公開課長 それでは、新たな任期が始まりましたので、改めて職員を紹介をさせていただきます。

本日、総務部長の三ッ森ですが、所用により欠席をさせていただきます。

総務部次長の山田でございます。

○山田総務部次長 本年4月より総務部次長を拝命いたしました山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○栗原情報公開課長 情報公開課の齋藤でございます。

○齋藤情報公開課主任 昨年に引き続き残ることとなりました。よろしく願いします。

○栗原情報公開課長 同じく加藤でございます。

○加藤情報公開課主事 この4月から異動してきました加藤と申します。よろしく願いします。

○栗原情報公開課長 本日審議会の庶務を担当いたします会計年度任用職員の杉山でございます。

○杉山情報公開課会計年度任用職員 よろしく願いします。

○栗原情報公開課長 私、この4月から情報公開課長を拝命しました栗原でございます。引き続きよろしく願いいたします。

申し訳ございませんが、次長も所用でございますので、これにて退席をさせていただきます。

○山田総務部次長 申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

(次長退席)

○栗原情報公開課長 それでは、改めまして栗原です。よろしく願いいたします。

本日、不破委員が遅れて御出席ということでありますが、委員の半数以上の出席がありますので、第1回情報公開運営審議会を開催させていただきます。

会長が決定するまで私が進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この席から失礼させていただきます。

それでは、まず、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

本日、新しい任期が始まってから初めての会議になりますので、新しい委員さんもおられますことですから、委員の皆様、自己紹介をお願いしたいと思います。お手数ですが、稲葉委員からお願いできますでしょうか。

○稲葉委員 稲葉大策と申します。今期4期目になると思います。今後よろしくどうぞお願い申し上げます。

○栗原情報公開課長 鈴木委員、すみません、お願いします。

○鈴木(良)委員 鈴木良太と申します。また今期もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○花野委員 花野充生子と申します。よろしくお願ひいたします。今期で3期目になります。このような情報公開制度がいろいろなことに関して、市民として協力していければと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○鈴木(弥)委員 2期目の鈴木弥奈子です。この活動で何か市民のプラスになるようなことができたらいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○野々山委員 野々山と申します。この審議会3期目です。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員 高橋良と申します。ここに学識経験者とありますが、私は弁護士です。逗子市の情報公開審査委員兼個人情報保護委員を7年ほど務めております。ほぼ週1回ぐらいのペースで逗子市役所に来て、仕事をしております。どうぞよろしくお願ひします。

○栗原情報公開課長 どうも皆様ありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事を進めたいと思います。

議題の1、正副会長の互選についてを議題といたします。

逗子市情報公開運営審議会規則第2条第1項の規定により、正副会長の互選については、委員の互選により定めるということになっております。自薦・他薦問いませんが、どなたかお願いできませんでしょうか。

花野委員。

○花野委員 引き続き稲葉委員にお願いできればと、推薦させていただきます。

○栗原情報公開課長 ありがとうございました。

ただいま、稲葉委員を御推薦という声があります。稲葉委員、いかがでしょうか。

○稲葉委員 御指名でございますでしょうか。それでは、お受けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

それでは、稲葉委員が会長に決まりました。よろしく願いいたします。

会長が決まりましたので、今後の議事運営につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、お席の移動をお手数ですけれども、よろしく願いします。

(会長移動)

○稲葉会長 それでは、お受けさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

当会では、会長のほかに副会長を決めていただくということがあると思うんですが、皆様、御推薦いただけませんかでしょうか。自薦もしくは他薦で。いかがでしょうか。

特に御意見ございませんでしょうか。

ございませんでしたら、私からお願いしてよろしゅうございますか、どなたかに。

それでは、逗子市の情報公開審査委員を務めておられます高橋良様にお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。皆様、よろしゅうございましたら、ぜひお受けいただきたいです。

○高橋委員 引き受けさせていただきます。

○稲葉会長 それでは、よろしくお願いいたします。

続いて、議題に入りたいと思いますが、その間に何か御質問なり御意見なりがございましたらお伺いいたしますが、特にございませんでしたら、早速議題に入らせていただきます。

本日の議題で3番目、令和4年度情報公開制度の運用状況について及び令和4年度相談等第1号の処理結果についてを、併せて事務局から御説明いただきたいと思いますが。よろしくどうぞ。

○栗原情報公開課長 それでは、令和4年度の情報公開制度の運用状況について御報告をさせていただきます。

運用状況の説明と併せまして、令和4年度相談等第1号の処理結果につきましても、御報告をさせていただきます。

事前にお送りをさせていただいております資料の1、情報公開制度の運用状況を御覧ください。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの運用状況について御説明をさせていただきます。

こちらは、条例第21条の規定により、ホームページ上で公表をされております。昨年度第2回審議会におきまして、4年度の上半期分につきまして、9月までの分になります、につきましては、既に御報告をさせていただいておりますので、本日は、10月1日以降に出たものを中心に全体を御説明をさせていただきますと思います。

運用状況の1番、公開件数等につきましてですが、一番下の合計欄を御覧ください。決定の内訳になります。請求のうち全部公開決定したものが41件、一部公開であったものが13件、非公開、却下についてはありません。不存在の決定をしたものが20件、それから存否応答拒否、検討中は、ございません。取下げが1件、なお、決定に当たりまして延長決定したものが12件です。請求件数の合計としては68件になりますが、今申し上げた1番、全部公開から取下げまでを合計すると75件になります。これは、1件の請求に対して複数の決定がなされる場合がありますので、請求件数の合計と決定件数の合計が一致しないということが理由でございます。

こちらの表⑪番、インターネットの請求につきましては、内数になりますが、31件でした。また、⑫番口頭請求というものが5件になります。こちらの口頭請求につきましては、一度公開決定があつて、既に公開決定済みの情報につきましては、口頭により請求することができるということになっております。こちら、条例第9条に規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、こちらの運用状況の20ページに記載がありますので、後ほど御説明をさせていただきます。

ちなみに、令和3年度の請求件数は47件、口頭請求10件でございましたので、口頭請求も含めた請求件数は令和4年度は73件となりますので、3年度の57件に比べて16件上回っております。

続きまして、運用状況の2、公開請求の所管別内訳に移ります。

こちら、所管別の内訳ですが、経営企画部について8件、総務部が15件、2ページに移りまして、市民協働部6件、福祉部9件、環境都市部8件、会計課が2件、消防についてはゼロ、議会5件、教育委員会が10件、行政委員会事務局4件、土地開発公社1件となっております。課別に申し上げますと、最も多く請求が出た課につきましては、福祉部の国保健康課9件でございます。具体的な請求の内容につきましては、次ページの3ページ以降記載ございますので、後ほど御説明をさせていただきます。

2ページの3、行政不服審査法に基づく審査請求についてはありませんでした。

4、条例に基づく不服の申出等の状況、こちらは2件ありました。不服の申出が1件、相談等の申出が1件となっております。不服の申出、相談等申出の処理結果につきましては、いずれも意見なしとなっております。不服の申出の内容につきましては、前回の審議会にて御説明をさせていただきました。本日は、後ほど、もう一件の相談等の申出の結果につきまして、御説明をさせていただきます。

5、同一人による請求件数ですが、こちらは、上から順に読ませていただきますが、1件請求された方が14人、2件請求した方が5人、3件請求した方が3人、4件請求した方が2人、5件請求した方、7件、15件請求した方がそれぞれお一人ずつ、実請求者数は27人でございます。

6、インターネット請求の割合ですが、こちらは実請求者数27人に対して10人の方がインターネット請求を御利用になり、率といたしましては37%となっております。

それでは、3ページになりますが、具体的な請求の内容等につきまして、10月1日以降のものについて、決定内容が全部公開となったものを除いて御説明をさせていただきます。

まず、3ページ、基地対策課、こちら43番になります。池子住宅地区、海軍補助施設内土地等の共同使用に係る文書となっております。こちらは、横浜防衛施設局に公開について確認をしたところ、非公開の要請があったため、協力関係維持情報として一部非公開としております。

同じく3ページ、基地対策課、44番、こちらは、医療保健センター建設に係る文書ということで、こちらも43番同様に、協力関係維持情報として一部公開決定というものと、一部対象文書がないということで不存在決定をしております。

同じく、3ページ、基地対策課、45番につきましても、医療保健センター建設に係る文書ということで、こちら44番と同様、協力関係維持情報、一部情報がないということで不存在の決定がされておるところでございます。

運用状況4ページにお移りいただきまして、こちら、総務課になります。上から5つ目、25番、第6代逗子市長平井義男氏と第7代逗子市長長島一由氏との事務引継ぎ書ということです。こちらは、引継ぎ書内に、土地の買収計画などに載っていて、土地の所有者の個人情報が記載されていたことがありますので、個人情報の部分を非公開として決定をしたところでございます。

続きまして、管財契約課59番、4ページの一番下になります。こちらは、JR東逗子駅前、逗子市土地開発公社所有地売買契約書（随意契約）、登記済証ということです。実は、こちらは同様の件名のものが、市の土地開発公社のほうにも出ておりまして、請求の段階で文書がどちらにあるかがはっきりしなかったため、それぞれ請求をいただいた形になります。結果として、土地開発公社のほうで決定をした関係上、こちらの管財契約課のほうでは、不存在の結果としているということでございます。

5ページに移りまして、管財契約課の64番になります。庁舎内において、公

的に購読している政党機関紙の購読部数等に関する請求でございます。こちらは、同様の件名で、いわゆる市役所全体ということでの照会ございましたので、他の実施機関にも同じ件名で請求がなされております。管財契約課、いわゆる市長部局につきましては情報がなかったものですので、不存在決定をしているところでございます。

同じく、情報公開課、31番です。株式会社イズムと逗子市との契約書一式ということです。こちらの件名も、各実施機関ごとに全て出されております。市長部局では、該当する契約がなかったものですので、情報公開課が代表して不存在決定をしています。

運用状況6ページにお移りいただきまして、こちら、課税課の62番になります。件名がちょっと長いので省略をさせていただきますが、こちらは契約による関係の書類の公開でございます。こちらは、入札によりこちらの契約がなされておりましたので、随意契約の部分がありませんでした。ですので、随意契約に該当する部分の情報がないという不存在決定と、入札により行われたことについては全部公開決定をしているということになっております。

7ページに移りまして、国保健康課、42番、7ページの一番下になります。こちら、池子住宅の関係でございます。議事録の写しが対象として請求されておりますが、こちらは議事録については、市で行ったものではなく、他の行政機関で行われている議事録が逗子市に送付されて保管されてあるようだったらそれをとということだったんですが、議事録の写しは逗子市では送付がされておりましたので、不存在の決定としているところでございます。

8ページに移りまして、同じく国保健康課、51番です。医療保健センターの建設に係る以下の文書ということです。こちらは、請求されている内容のうち1番が存在していませんので、そちらが不存在決定、残りは全部公開決定をしております。

続きまして、8ページの一番下、まちづくり景観課、57番になりますが、こちらはまちづくり条例の手続で提出された事前相談申出書等の請求になります。こちらは、事前相談申出書の中に個人情報が含まれておりましたので、そちらを一部公開として対応させていただいております。

10ページにお移りいただきまして、こちら、議会事務局、27番になります。

こちらは、先ほど情報公開課が市長部局を代表して不存在という決定をいたしました株式会社イズムとの契約になりますが、議会事務局でも同様に契約がなかったということですので、不存在決定をしているところです。

同じく、議会事務局、65番ですが、こちらは先ほど管財契約課が市長部局では不存在決定をいたしました庁舎内において公的に購読している政党機関紙等に関する請求で、こちら、議会事務局でも該当がありませんでしたので、議会事務局として不存在決定をしているところです。

11ページに移りまして、教育総務課、30番ですが、こちら、教育委員会として株式会社イズムとの契約の一式ということを受けて、教育委員会でも該当がなかったため、不存在決定をしているところです。

その下、教育総務課、38番に移りますが、こちらは、2022年8月12日開催の教育委員会8月定例会の会議を記録した音声データとなっています。こちら、音声データは、会議録が作成したと同時に消去済みということで、不存在となっております。

なお、この音声データに基づいて作成された会議録については、公表がされておるところです。

同じく、教育総務課、66番ですが、こちらは、先ほど管財契約課と議会事務局も決定をいたしました政党機関紙に係るもので、教育委員会を代表して、教育総務課のほうで情報がないという旨の不存在決定をしているところでございます。

11ページの一番下になります。学校教育課、37番になります。逗子市教育委員会が各学校の校長に指導した個人情報の取扱いに係るガイドラインということですが、こちらはガイドラインが作成していないということで、不存在ということになっております。

12ページにお移りいただきまして、学校教育課の39番になります。令和2年度第2回逗子市教科用図書採択検討委員会の会議を記録した議事録と音声データというものです。こちらは、先ほどと同様、音声データは、会議録の作成と同様で消去済みということで、そちらが不存在ということになっております。

13ページに移りまして、監査委員事務局、28番ですが、こちらは先ほど来出ております株式会社イズムとの契約ということで、こちら実施機関、監査委員

でも該当がなかったということで、不存在決定をしており、次、公平委員会につきましても、同様の件名で、こちらでも契約がなかったということで、不存在の決定をしているところでございます。

以上、令和4年度の10月1日以降の請求内容のうち、全部公開を除くものについて御説明をさせていただきました。

続きまして、14ページになります。こちらは、令和4年度の情報公開制度等の申出処理状況につきましてということで、こちらは、前回の審議会で御報告をさせていただきましたので、今回は省略をさせていただきます。

続きまして、15ページ、令和4年度情報公開制度、相談等の申出処理状況につきましてになります。こちら、議題4になっておりますが、この場で御説明をさせていただきます。

それでは、議題4、令和4年度相談等第1号の処理結果等につきまして、御報告をさせていただきます。

こちら、相談等申出ということになりますが、申出には、不服の申出と相談等申出がありまして、不服の申出というのは、一部公開決定と決定処分に対する不服になりますが、相談申出につきましては、情報公開に関する行政庁の一切の行為に対する相談・苦情ということになっております。

相談の経緯といたしましては、ちょっと読ませていただきますが、逗子市教育委員会が令和4年8月17日に受付をした情報公開請求、こちら運用状況で申し上げますと、11ページのナンバー19になります。教育総務課になります。今月初旬に鹿児島県内の学校で、折れた木の枝の下敷きになって教職員が死亡した事故を受けて、文部科学省が都道府県教育委員会に対して学校の樹木を点検するよう注意を促す通知をしたことと、それを受けて神奈川県教育委員会が神奈川県内の市町村教育委員会に対して同じ趣旨の注意をしたことが分かる文書の一式という請求になります。こちらの請求に基づくものになります。こちらは、令和4年9月6日に相談の申出を受けており、令和4年10月5日付で処理結果通知書を御本人に通知をしております。担当は、本審議会の委員であります高橋情報公開審査委員に御担当いただきました。結果といたしましては、実施機関に対し勧告ないし意見の必要性はないということとされました。

相談に至る経緯といたしましては、こちらの請求に対して、逗子市教育委員

会にある文書が神奈川県から来ている電子メールの文書として、この文書内に神奈川県の電子メールアドレスが記載されていたため、この電子メールアドレスを公開の可否について、神奈川県教育委員会に照会する必要が生じまして、公開の可否について神奈川県教育委員会に照会を行いました。照会をしたことによって、調査に時間を要するという理由で、令和4年8月23日付で、期間の延長決定を通知をしております。神奈川県からは、当該メールアドレスについては公開しないようにとの調査結果を受けて、令和4年8月29日付で一部公開決定をいたしておりますが、この決定までの手続が以下の理由より不当であるということで、相談となっております。

理由の1つ目、公開の可否は、逗子市教育委員会が神奈川県に照会なしで独自で判断すべきであるということです。これは、照会先の神奈川県教育委員会は、逗子市情報公開条例第11条第1項第三者情報に関する取扱いに規定する第三者ではない。逗子市の条例では、情報公開請求に係る市・国等、独立行政法人等、土地開発公社及び請求者以外のものを第三者と定めているので、神奈川県教育委員会は第三者に含まれない。そのため、県への照会というものを規定していない。なお、他の地方公共団体の条例で、第三者に行政機関を含めているものもあり、例えば神奈川県情報公開条例がそうであることなのですが、神奈川県教育委員会に照会できるようにするためには、逗子市の条例を神奈川県の条例のように改正すべきである。また、神奈川県に対して電子メールアドレスの公開の可否の照会をした際に、照会に係る情報の内容を神奈川県教育委員会からの問合せを受け、件名について教えておりますが、このような照会方法は個人が特定されるおそれがある場合があるので、照会の方法も不当であるということです。

趣旨の2、理由の2ですね、神奈川県教育委員会から照会の回答を令和4年8月22日に受けたにも関わらず、翌日の8月23日に、逗子市教育委員会が期間の延長を決定したのは不当と考える。逗子市情報公開条例第10条第1項で規定する、これは、請求を受けた日から7日以内ということです、7日目に該当する令和4年8月23日までに公開を決定すべきであると。

以上が理由としてありました。

情報公開審査委員のほうでは、相談申出者及び関係所管からお話を聞きまし

て、その結果が16ページ、調査結果等というところに記載があります。

まず、理由としての1、趣旨1についてでございます。趣旨1について、平成3年4月、逗子市は、情報公開条例を施行した。第三者情報の取扱いについては要領において、調査、公開する際の告知等について決めました。「第三者」にはこの際、個人、民間企業以外に「国等」の行政機関が含まれていました。

平成13年、情報公開条例を全部改正し、これが今の条例に替わっているということですね。その際、「第三者」の情報の保護手続を条例事項として第11条に規律しました。その際、これまで要領の「第三者」の範囲を変更して、「第三者」から「国等」を除外した。改正の趣旨は、平成11年に制定された情報公開法が、第三者情報については法律によって個人と民間企業について情報公開を差し止める機会の保障を明文化したため、これと同様に、個人や民間企業の意見提出の機会及び情報公開を差し止める機会を権利として保護することを明記したためであると考えられる。

この際に、行政機関について、個人や民間企業と同様に保護を条例上設けなかったのは、次の理由が考えられる。

第1に、個人や民間企業については、情報が公開されることによって人権保障に大きな影響を受けるために、差し止める機会を与えて保護する必要があるが、行政機関においては、行政運営の支障が生じることであって、保護する必要性に差異を設けることが妥当であるということ。

第2に、行政機関に対して調査、意見を聴取して検討を慎重に行う手続については、旧条例においては要領で行っていたが、これは旧条例においても条例に規律しなくとも行政機関に対して調査、意見聴取を行うことができると考えていたものと推測され、平成13年に改正した本市条例においても、行政機関に対しては、条例に規定しなくとも意見照会、調査等を行うことは可能であり、適宜の方法で足りると考えられるということ。

第3に、第三者に差し止める機会を与えることは、その性質上、情報公開に消極の影響があると懸念されるが、逗子市は、知る権利を保障するため情報公開制度の充実を目指しており、差し止める機会を与える手続を明文化することは、個人、民間企業の権利保障の範囲にとどめ、行政機関にまで広げるべきで

はないと考えられること。

このような規律の在り方は、情報公開法の規律と一致する。上記改正の経緯を踏まえると、行政機関に差し止める機会を与えるような改正を提案するのは、改正を必要とする事情がなければならないが、逗子市においては、現時点において、条例第11条に関する環境の変化をうかがわせるような事情は認められず、また、国の情報公開及び個人情報保護制度の情報を見ても、改正を必要とする新しい動きがあるとは認められない。

また、神奈川県教育委員会への照会方法について、個人情報の取扱いの保護の観点からは、情報公開請求が特定の個人からなされた場合、その情報公開請求の内容は、その個人の思想を表すものであるから、その個人の個人情報に該当する。しかし、実施機関が行政機関に照会する際は、個人の氏名等個人を識別することができる情報は伏せて、個人の識別ができないようにして照会をしておき、申出者の指摘する点については、運用について図られるべきものであると考える。

よって、相談等申出の趣旨1については、改正の必要についての理由は明らかとは言えず、改正の意見を提案することは適当でないと考えられる。

趣旨2について、延長の判断についてになります。趣旨2について、延長の判断について、申出者は、神奈川県教育委員会からの回答が、情報公開決定の期限の前日になされていることから、延長の決定とする必要はなかったのではないかと主張されている。実施機関については、一部公開決定を行うまでは、事務の決裁が必要とされる。決裁とは、その権限に属する事務の処理につき意思決定を行うことを言うが、起案者が起案してから、順次直属の上司の承認を経て、決裁責任者の決裁を受ける必要がある。決裁の各段階において、質問、説明、協議、再検討などの過程があることも想定する必要がある。

また、全部公開決定の際は、教育長までの決裁は必要とはされないが、一部公開決定を行う場合は、決裁責任者は教育長となり、教育長までの決裁が必要とされる。これは、非公開とすることに慎重な判断が必要となるからである。

この点を考慮すると、実施機関は、神奈川県教育委員会から非公開の回答に拘束されるわけではないので、回答後に検討を行うことは当然であり、また、決裁について一定の日数が必要であることを想定することは不自然とは言えず、

延長の決定をしたことは不合理とは言えない。

処理結果としましては、本件相談申出については、実施機関に対し、勧告ないし意見の必要性は認められないというものになります。

説明は以上になります。

運用状況の報告の途中ではありますが、ここまでで何か御質問等ございますでしょうか。今、申し上げたところ、ちょっとかなり難しいとは思いますが、今日、高橋委員がいらっしゃっていますので、ちょっと分からないところは聞いてください。

○稲葉会長 それでは、質問をお受けいたします。

花野委員、どうぞ。

○花野委員 要約すればどういうことなのか。要約です。簡単にまとめると、どうい、ちょっと読んでいただくだけでは、なかなか頭に入ってこなかったの、それを簡単にまとめると、どういうことが起こって、結果どうだったということだったのかというのを、あとかみ砕いて教えていただければ。

○稲葉会長 いかがでしょうか。

では、高橋委員。

○高橋副会長 では、私のほうから少々、今、読んでいただきましたので、ちょっと補足というような形で御説明させていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、こちらの資料の11ページに、2件の請求があります。教育総務課から19番と22番ですね、神奈川県教育委員会が逗子市の教育委員会に対して、学校の本が危ないかどうか確認しなさいという通知をメールで送ってきたと。そのメールの文章について、情報公開請求が出されたということですね。そのメールの文書の中に、神奈川県のその担当課のメールアドレスが載っていたわけです。これを出しちゃっていいかということなんですね。逗子市の情報じゃないですから、ほかの行政機関の情報ですから、さてどうしようかと。出していいようなメールアドレスなのかどうか、この時点ではよく分からなかったと。神奈川県のほうに問い合わせたと。相談をしていた方は、そのようなことはしてはいけないだろうという、こういう御趣旨です。

何でそんなこと、そういう疑問をお持ちになられたかということ、こちらのハンドブックの120ページの第11条というものがあるんですが、ちょっと長いで

すし、文章も分かりにくい条文なんですけれども、第三者情報に関する取扱いというのがあります。情報公開請求があつて、逗子市の行政に関することが書いてある分には、それは逗子市が自分で判断できるんですけれども、その文書の中に、個人名が書いてあったり、会社名が書いてあったり、あるいは神奈川県だとかほかの行政機関の情報が載っているという場合、これ、逗子市だけで判断していいかということがあるわけですね。この11条は何が書いてあるかという、1項のほうですね、見ていただきますと、公開請求に関わる情報につらつら書いてあつて、「以外の者」、「以外の者」を「第三者」と言う。これが分かりにくいところなんですけれども。「以外の者」の前を見ると、市とか国とか独立行政法人とか、行政関係の者がずらつと書いてあるんですね。これ「以外の者」が「第三者」というんです。つまり、個人と民間企業と考えていいと思うんですけれども、こういうものがあつた場合に、それを非公開と判断することもできますけれども、では、これを出してしまおうかと、出しでもいいかなというときに、御意見を本人に1回お聞きしようと、そういう手続が書いてあるのが、11条1項なんです。

2項を見ていただきますと、いや、これはこうこう理由があるから出されると困るよという反対意見書を出される場合があります。そうすると、いや、でも、逗子市としては出そうという場合には、出しますよ。ただ、実際に公開するまでちょっと2週間置きますと、こう書いてあるんですね。この意味は何かというと、裁判所を通じて差し止めてもらえる期間を2週間置いているということなんです。だから、情報公開というのは、それはそれで必要なことなんです。個人とか民間企業で出されては困るといふ人に、それを差し止める機会を与える一連の手続が、この11条なわけです。

そういうふうにご検討いただきますと、じゃ、これ、行政機関の情報はどうなんだろうかと。神奈川県とかそういうものを入れていいのだろうか。これ、条文見ますと、「以外の者」ということですから、抜いているわけですね。だから、神奈川県などの情報は、こういう差し止めの機会を与えるような情報としては扱っていないと、これがこの規定なんです。その理由は、神奈川県とか鎌倉市とか横須賀市とかそういうものの情報が載っていて、それについて差し止める機会を与えると、結構出さないでくれと言われてしまって、情報公開

が何か大分狭まってしまわないかと、そういうことがまず考えられるわけですね。個人とか民間企業の場合は、出されると権利の問題で損害が起きる可能性がありますけれども、行政の場合は、そういうものとはレベルは違うだろうと。こういう判断で、こういう11条ができていましてであろうと。実は、当時の議事録がないんですけれども、そういうことで、11条をつくったのであろうと。これは、当時の国の情報公開法と同じ内容になっているわけですね。

この方は、この条文を見ると、じゃ、行政機関に対して調査しちゃいけないんじゃないのと。行政機関に調査する根拠になる規定がないじゃないですかと、そんなことをやっていいんですかと、そういう疑問を提出されたということですね。

それに関しては、国のほうも行政機関に問合せを行うようなこと、それはもう別にやっていいんだと、こういう解釈で動いています。逗子市も、改正前の条例では、条例に書いていなくても、要領で行政機関に調査することができるというように書いてあったわけですね。だから、調査すること自体は別に構わないと、こういうことです。

大体、理解いただけますでしょうか。

○花野委員 ありがとうございます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

以上でございますけれども、ほかに御質問なり何なりございますでしょうか。

○栗原情報公開課長 それでは、続きまして御報告ということでよろしいですか。

○稲葉会長 お願いいたします。

○栗原情報公開課長 それでは、現在、令和4年度の運用状況についての御説明の途中で、すみません、今、16ページまで説明をさせていただきましたので、次、17ページから、再度御説明をさせていただきます。

17ページは、令和4年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の当審議会の開催状況及び議題が載っているものでございます。

18ページにお進みいただきまして、18ページは、情報提供したものの内訳になります。こちらは、市政情報広場で対応したのものになります。

続きまして、こちらが19ページですね、19ページは、口頭請求の内容になります。口頭請求は……。

○高橋副会長 すみません、ページ数がずれています。

○栗原情報公開課長 すみません。失礼いたしました。

すみません、お渡ししている運用状況にページのダブリがございまして、口頭請求の内訳については、失礼しました、口頭請求の内訳、20ページ、御説明をさせていただきます。すみません。

こちら、口頭請求の内訳ですが、こちらは、一度情報公開の決定がなされているものを再度請求が来た場合は、一度決定をしておりますので、請求等を請求書に件名等を記載することなく、請求ができるといったものになります。こちら、合計で5件ございます。失礼いたしました。

それでは、続きまして、21ページですね、こちらは、令和4年度の会議の事前公表の内訳になります。こちらは、令和3年度と比較いたしますと、令和3年度が会議の合計数が155件であったのに対しまして、令和4年度は合計が22ページの合計の一番下になりますが、198件ですので、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が見送られていた会議が開催しつつあると思われま

す。23ページは、令和4年度中の市政情報広場の利用状況等になります。市政情報広場では、市民の方への行政情報の送付を案内窓口として創設されましたが、その後、庁舎案内も兼ねることとなり、総合案内としての対応をしております。こちらの表の3、総合案内につきましては、次ページですね、24ページ、それぞれの内訳が記載されております。こちら令和3年度と比較いたしますと、令和3年度合計が7,458件でありましたのに対して、今回合計が一番下の部分の一番右になりますが8,705件ということで増加しております。こちらの総合案内については、主に情報公開課の会計年度任用職員が対応をしております。

続きまして、25ページですね、有償刊行物についてです。こちら、情報公開課のほうで対応しているもので、こちらに書かれているものの販売をさせていただいておりますが、結果につきましては、令和3年度とはほぼ同額となっております。

すみません、雑駁ですが、利用状況の説明については以上となります。

御質問等、ここでもお受けいたしますが、何かございますでしょうか。

○稲葉会長 御質問のある方はどうぞ。

ここままで特にございませんか。

それでは、次の議題に移りますが、情報公開制度の検討課題について、これ、対応策も一緒に資料にできておりますので、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○齋藤情報公開課主任　それでは、情報公開制度の検討課題について御説明させていただきます。

資料の2を御覧ください。

情報公開制度の検討課題としまして、今回は、頭出しとしまして、課題を提示いたします。次回の審議会で、改めまして情報公開条例第16条第2項の規定に基づきまして、情報公開制度の改善、その他重要事項についてこの審議会の意見を伺いたいと思います。

まず、1ページ目の検討項目の1番、情報公開決定等の期間について御説明いたします。

まず、検討課題としまして左側になります。情報公開条例等新たに制定しました、前回説明いたしました、個人情報保護に関する条例の開示決定等の期間の規定について差異があるということになります。情報公開条例第10条の規定に基づき、情報公開決定は請求があった日から起算して7日以内と規定されています。これは、初日参入という言い方をしています。

しかしながら、今回新たに施行された個人情報保護に関する法律における期間計算の方法は、民法の第140条の規定に基づきまして、「開示請求があった日」の翌日から起算することになっています。これを初日不算入と言われております。同法第142条の規定によりまして、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとしております。また、これと異なる方法を個人情報保護に関する条例に規定することは、法律上許容されておられません。

個人情報保護の制度を維持するため、この4月から施行しております個人情報保護に関する条例第4条の規定において、開示決定期限については、「請求があった日の翌日から起算して6日以内」というふうに規定しております。延長については、23日以内に限り延長できると規定しております。

右側の対応策の案につきまして、情報公開条例第10条に規定する公開決定期間及び公開決定期間を延長する期間は、現状初日参入となっております。これ

を個人情報の保護に関する条例に合わせまして、初日不算入となるように条文の見直しを行うこととしたいと考えています。

制度間の整合を図る、職員がこの条例を見たとき、また、皆様がこの条例を解釈したときに、書き方が違いますと分かりづらいということがありますので、どちらの条例でも同じような記載が必要となるのかなと思ひまして、情報公開条例第10条第1項の条文を個人情報の保護に関する条例に合わせまして、公開請求があった日から起算して7日以内を公開請求があった日の翌日から起算して6日以内のように改めたいと考えているところであります。

次の次のページを御覧ください。

こちら、参考の1番ということで、実施機関の定義について御説明しております。ここから参考ということにしております。こちらは、次回の審議会では意見を伺う項目からは外れることを想定してございまして、説明だけということをご想定してございまして。

まず、こちらですが、情報公開条例と個人情報の保護に関する条例の実施機関の定義に差異があるということになります。逗子市情報公開条例第3条第2項では、個人情報の条例と比べまして議会及び土地開発公社が、こちらのほうには記載されています。逆に、新たに制定した逗子市個人情報の保護に関する条例では、第2条第2項で、消防長というものが追加されております。右側の対応策の案のとおり、消防長については、実施機関を別にする必要性は乏しく、議会については、実施機関を別にする、逆にデメリットになる。土地開発公社については、本市独自の制度であることから、こちらについては、現状の条例を維持することと考えております。

次に、検討項目の、次のページですね、参考の2番になります。

非公開情報に行政機関等匿名加工情報を追加するということについて御説明いたします。

個人情報の保護に関する法律において、行政機関等匿名加工情報という新たな制度が運用されております。こちらについては、都道府県及び指定都市の地方公共団体の機関については、実施が義務づけられていますが、その他の地方公共団体の機関ですね、本市も含まれます、については、経過措置が設けられてございまして、任意の取扱いとなっております。現状、本市はこちらの運用は

見送っているところになります。

この匿名加工情報というのは、法に定める措置を講じまして、特定の個人を識別することができないように、個人情報加工して得られる個人に関する情報でありまして、匿名加工情報は、個人情報が推測されないような情報の固まりということになります。これを今後制度運用を開始する際には、逗子市個人情報の保護に関する条例を改正しまして、こちらの手続の手数料を規定する必要があります。加えまして、情報公開条例のほうに、非公開情報としてこちらを追加する必要があります。これは、この匿名加工情報をこちら有償で民間事業者へ提供する制度でありますので、情報公開条例で提供してしまいますと、ある意味無償で出てしまいますので、これを無償で出ないように対応するために、非公開情報に追加するものになります。

こちらは、今後本市が行政機関等匿名加工情報の制度を運用するタイミングで、このような対応をしたいと考えています。

最後に、参考の3番になります。5ページになります。

第三者情報に関する取扱いになります。

先ほど、報告のほうで説明した内容と関連する項目になります。第三者情報に関する取扱いの解釈運用基準の内容になります。

公開請求に係る情報に第三者に関する情報ですね、本人以外の情報が記録されている場合、その情報を公開することにより、不利益を被るかもしれない第三者の権利利益を保護するため、その方に対して防御の機会を与える必要があります。公開または非公開の決定に当たっては、その第三者に対して情報が含まれている場合は、必要に応じて調査を行いまして、当該第三者に意見を述べる機会を与えることができることを規定しております。

個人情報の保護に関する法律の規定では、第三者に国、地方公共団体は含まれておりません。しかし、任意に国、地方公共団体に対して意見を聞くことができるとされております。本市の情報公開条例も、運用上同様の解釈ですが、解釈運用基準にその旨が明記されておりません。保護すべき必要性は薄いですが、任意で照会することができるのとされています。

対応策の案のとおり、個人情報保護制度と同様の解釈運用基準とすることを、もう少し時間を置いて検討しまして、改正をしたいと思っております。条例の

規定ではなく解釈運用基準になりますので、もう少し時間をかけて考えたいと思います。

ですので、次回の審議会については、1ページ目、2ページ目の情報公開決定等の期間についてを審議会のほうに諮問したいと考えているところです。

以上であります。

○稲葉会長 ありがとうございます。

現在まで議題5までについての御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

鈴木委員。

○鈴木（良）委員 参考2で、お話しにあった有償なら提供とありましたが、有償と無償というのは、何が違うんですか。それから、有償の場合は、何のコストをもらうんですか。

○齋藤情報公開課主任 匿名加工情報でよろしいですか。

○鈴木（良）委員 何か有償で出す場合と無償で出す場合を、お話しになりましたか。

○齋藤情報公開課主任 ああ、そうですね。

○鈴木（良）委員 有償で出すものと無償で出すのとでは、何が違うのか。

○齋藤情報公開課主任 基本的に手数料を取って提供するもので、有償になります。その情報を有償でつくるんですが、我々の手元にあったとしまして、それを情報公開請求で請求されてしまうと、無償で出てしまう。情報公開は手数料を取らないことになっていますので。情報公開請求書を出されて、匿名加工情報をくださいと言われると、無償で出さなくちゃいけなくなってしまいます。ですので、本来これは国の制度でありまして、手数料を取って民間事業者へ提供するものになるんですね。ですので、情報公開条例の手續に乗らないように、要はガードする必要がある。

○鈴木（良）委員 この匿名加工情報だけの話なんですか。

○齋藤情報公開課主任 だけの話です。

○鈴木（良）委員 分かりました。ほかの何かいろいろな情報のことではなかったのですね。

○齋藤情報公開課主任 いろいろな情報の話ではなくて、匿名加工情報が無償で

外部に出ないようにガードするための手続でございます。

○鈴木（良）委員 分かりました。ありがとうございました。

○稲葉会長 ほかに御質問ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題、第6番目の逗子市情報公開条例の解釈運用基準の一部改正について、これは御報告をお願いいたします。

○齋藤情報公開課主任 では、議題6の解釈運用基準の一部改正について説明いたします。

資料の3を御覧ください。

こちら、逗子市情報公開条例の解釈運用基準を、既に一部改正をしております。左側が改正前になります。右側が改正後ですね。右側が、要は4月1日以降の状態になっております。

改正の理由としましては、個人情報の保護に関する法律ですね、こちらが改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴いまして所要の改正をするものです。

主な改正点としましては、「逗子市個人情報保護条例」と記載されている部分を「個人情報の保護に関する法律」ですね、あと、「個人情報」と書いてある部分を「個人に関する情報」と改めております。こちらは必要な部分のみです。その他、この個人情報の法律に合わせました用語の例に改めまして、修正をかけていっております。これは、個人情報保護制度が、各自治体が定める個人情報保護条例の制度、今までの個人情報保護条例、そちらが廃止されまして、個人情報の保護に関する法律の規定に一元化されたものに伴う改正になります。

また、個人情報の保護に関する法律の個人情報の定義は、個人情報は生存する個人に関する情報と定義されましたことから、個人に関する情報、こちらは生存していない、生存していない方も含めた情報を個人に関する情報という定義に分けております。この違いがあることから、解釈運用基準上の使い分けが必要になります。死者を含めた個人に関する情報に関してのみ個人に関する情報、生存する個人の場合は個人情報というふうに、言葉を使い分けるようにしております。

8ページですね、こちらを御覧ください。

8 ページ目です、右側に個人情報の閲覧と個人情報の写しの交付と書いてあります。これについては、個人情報の保護に関する法律で、開示請求ができるのは法律上、個人情報ではなくて保有個人情報と定められていることから、名称を保有個人情報と改正しております。要は、単なる個人情報ではなくて、我々行政機関が取得して、管理下にあるような個人情報を開示請求ができるということになりますので、保有個人情報という名称に変えております。

次に、9 ページ目を御覧ください。次のページ。

ここに個人情報を収集と書いてありますが、左側ですね、個人情報の収集については、個人情報の保護に関する法律の用語では、収集という概念はなくなりまして、保有という概念に変わっております。そのことから、保有というふうに書いております。

また、ここで言われる個人情報というのは、今までどおりの個人情報ですので、ここは個人情報のままの名称にしております。

9 ページ目と10ページ部分は、個人情報の保護に関する法律の条文ですね、それを引用するように改正しているところになります。

以上で説明を終わります。

○**稲葉会長** ありがとうございます。

ただいまの説明で御質問のある方はどうぞ。

議題6まで終わったわけですがございますけれども、特に御質問のある方はございませんか。

それでは、次の議題7、その他になりますけれども、事務局から御説明をお願いします。

○**栗原情報公開課長** 議題7、その他でございますが、2件あります。

1つ目です。こちら、逗子市公式ホームページのリニューアルについて御報告させていただきます。

既に御存じの方もいらっしゃると思いますが、令和5年3月30日より、本市のホームページがリニューアルをされました。本市のホームページは、平成24年導入以降約10年間経過しており、その間、情報技術の急速な発展やインターネットの利用環境の大きな変化により、アクセシビリティや利用者ニーズの多様化への対応など、抜本的な改善と充実が求められておりました。

新しいホームページの主な改良点というのは2のとおりですが、こちら、より見やすく分かりやすい情報を提供できるようにするため、課ごとの情報分類ではなくライフイベントごとの情報分類に刷新し、担当の課が不明である場合でも、情報にたどり着きやすくできるようにしています。

また、高齢者や障害者等を含め全ての人が必要とする情報にたどり着けるようアクセシビリティ等に配慮し、ページ全体が、ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準の適合レベルAAに適合したホームページコンテンツを作成できるようになっております。

また、外国人の方も使いやすいようにということなんですけれども、音声読み上げ機能や翻訳機能（英語、中国語、韓国語）が充実し、アクセシビリティが向上したということになっております。

以上、ホームページのリニューアルについて御報告をさせていただきました。

○稲葉会長 よろしゅうございますか。

○栗原情報公開課長 もう一点、よろしいですか。

○稲葉会長 はい、どうぞ。

○栗原情報公開課長 すみません、事務局のほうでちょっと会長用のシナリオに不備があった関係で、議題の2、前回の情報公開運営審議会の議事録の確認が遅れてしまいましたので、ちょっとこの場で確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○稲葉会長 どうぞ。

○栗原情報公開課長 前回、出席された委員さんの机には、会議録のほうを御用意させていただいております。前回の会議録になります。既に中は御覧になっていただけて、校正等はいただいておりますところですが、こちらで決定する形でよろしいでしょうか。

○稲葉会長 結構です。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

こちらで議題2のほう決定させていただきます。

最後に、その他の2番目ということで、次回の会議の開催の日程について調整をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲葉会長 どうぞ。

(次回日程調整について)

○栗原情報公開課長 10月6日金曜日、午前10時から、それから10月11日水曜日、午前10時から、もしくは午後2時半から。御連絡をいただいて、都合の悪い日時の方がいない日時でこちらで決めさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○稲葉会長 以上3つの候補、日時が提案されましたので、できれば数日以内に御連絡、事務局に御連絡いただいて、これが駄目だという日があれば、除いた後、事務局で決めて、事務局からできるだけ早く予定を入れていただきたいと思います。

以上のような決め方でよろしゅうございますね。

皆様できるだけ万障お繰り合わせの上、よろしく願いいたします。

ほかに何か御提案とか御質問がございますか。

○花野委員 すみません。

○稲葉会長 どうぞ、花野委員。

○花野委員 次回は情報公開制度の検討課題一覧の対応策に対する私たちの意見を申し上げますと、そういうことが1点目になるということですか。

○齋藤情報公開課主任 そうです。

○花野委員 それでよろしいですね。

○齋藤情報公開課主任 一般的な形ですと、条例を改正する場合、諮問という形で委員の皆様にご意見を伺いますので、それで答申という形です承という形です。いただくか、ここはこうしたほうがいいんじゃないかという、そういう意見をいただければと。

○花野委員 こちらの検討課題一覧についても深く読み込んで。

○齋藤情報公開課主任 よろしく願いいたします。1番目ですね、それを出したいと思います。

○花野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○稲葉会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次回の10月6日か11日に決まるかと思っておりますけれども、今から予定を入れないように、皆様お願いいたします。

ほかになければ、これでもってお開きとさせていただきますが、よろしゅう

ございますね。

本日は長時間、大変ありがとうございました。お天気、お足元の悪い中、どうもありがとうございます。では、また、10月によろしくお願いいたします。  
ありがとうございます。

午後 3 時閉会